

平成 31 年（ラ）第 48 号

抗告人

相手方 四国電力株式会社

令和元年 6 月 28 日

即時抗告準備書面（1）

（司法判断の枠組みについて）

広島高等裁判所第4部 御中

相手方訴訟代理人弁護士

田 代

健代

同弁護士 松 繁

明代

同弁護士 川 本 賢

一 代

同弁護士 水 野 絵里奈

代

同弁護士 河 本 豊

彦代

同弁護士 井 家 武

男代

抗告人らは、平成31年4月12日付けの「抗告理由書1（司法審査の在り方）」（以下、本書面において、単に「抗告理由書1」という。）において、原決定における判断枠組みを批判する。

しかしながら、抗告理由書1における抗告人らの主張は、従前の主張を繰り返し、原決定において自らの提唱する判断枠組みが採用されなかつたことに対する不満を述べるものに過ぎない。

本件仮処分における司法審査の在り方に関する相手方の考えは、原審答弁書「債務者の主張」第2（3～15頁）、原審債務者準備書面（2）及び同補充書（1）で述べたとおりであり、また、抗告人らの提唱する判断枠組みが妥当でないことについても、原審債務者準備書面（2）及び同補充書（1）において指摘したとおりである。

したがって、相手方としては、抗告理由書1における抗告人らの主張に対する逐一の反論を行う必要を認めないが、念のため、以下において、抗告人らの主張に対して必要な範囲で反論を行うこととする。

1 求められる安全性の程度について

抗告人らは、原決定について、抗告人らの主張を絶対的安全性を求めるものであると曲解した上でなされたものであり、不当である旨を主張する（抗告理由書1の2(1)イ(イ)（3頁以下））。

この点、原審答弁書「債務者の主張」第2の2（5頁以下）で述べたとおり、原子力発電所の備えるべき安全性に関して絶対的安全性を求めるることはできないところ、抗告人らのいう「福島原発事故のような過酷事故については絶対に起こさないという意味での「限定的」絶対的安全性」や「絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性（深刻な災害が万が一にも起こらない程度の安全性）」の意味するところは不明確であり、結局のところ絶対的

安全性を求めるものと理解せざるを得ない。

また、その点をひとまず置いて、抗告人らの求める極めて高度な安全性と絶対的安全性とは異なるものだとしても、抗告人らも抗告理由書1の1(2)(1～2頁)において指摘するとおり、原決定は、原子力発電所に求められる安全性について、「発電用原子炉施設について相対的安全性があるとしてその利用が許容されるためには、福島事故を教訓に原子炉等規制法が改正された趣旨が前記(2)のとおりであり、また、新規制基準策定の経緯(前記(1)力ないしク)に照らすと、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた合理的に予測される規模の自然災害を想定した安全性を確保していることが必要である」(原決定138頁)と判示しているところ、この原決定の判示は、最新の科学的、技術的知見を踏まえて合理的といえる水準の安全性が確保されている場合には相対的安全性が認められる旨を判示するものであり、逆に言えば、それをさらに上回るような極めて高度の安全性まで要求することはできない旨、つまり、抗告人らのいう「福島原発事故のような過酷事故については絶対に起こさないという意味での「限定的」絶対的安全性」や「絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性(深刻な災害が万が一にも起こらない程度の安全性)」まで要求することはできない旨を判示するものであるといえる。なお、伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する最高裁判決(最一小判平成4年10月29日・民集46巻7号1174頁)も、原決定と同様に、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的といえる水準の安全性を求めるものである。すなわち、同判決が「科学的、専門技術的見地から、十分な審査」を行うよう求めていること及び同判決に係る調査官解説において「従来の科学的知識の誤りが指摘され、従来の科学的知見に誤りのあることが現在の学会における通説的見解となつ

たような場合には、現在の通説的見解（これが当該訴訟において用いられるべき科学的経験則である。）により判断すべきであろう。」（乙102（423頁））と述べられていることからすれば、同判決が、科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的（通説的）といえる水準の安全性を求めていることは明らかである。

以上のとおり、抗告人らの主張は、結局のところ絶対的安全性を求めるものであって不合理であるし、また、その点を描くとしても、原決定は、抗告人らが文字通りのゼロリスクを求めるという意味での絶対的安全性を主張していると誤解してなされたものではなく、抗告人らの主張を正しく理解した上で、抗告人らが主張するような水準の安全性まで要求することはできない旨を判示しているに過ぎないことから、原決定が抗告人らの主張を曲解していることを前提とする抗告人らの主張は、その前提において誤っており、理由がない。

なお、念のため付言しておくと、原審債務者準備書面（2）で述べた経緯により制定された新規制基準は、福島第一原子力発電所において重大な事故が発生したという経験に鑑み、これを深く反省し、その教訓を生かし、原子力発電が有する危険性が顕在化しないよう管理しつつ安全性を高めることを前提に、発電用原子炉施設が常に最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた基準に適合した状態にあることや重大事故等に関する対策強化を求め、さらに、各専門分野の学識経験者等から構成され、専門性、独立性が確保された原子力規制委員会の総合的、専門技術的見地からの十分な審査を段階的安全規制における各段階において行わせるなどといった強化された安全規制の下において、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた基準に適合する発電用原子炉施設のみを運用していくこととしたものであり、当

該新規制基準の下において合理的に予測される規模の自然災害等に備えることにより、十分に高度な安全性を確保することができる。

2 疎明責任の負担について

抗告人らは、相手方が負担すべき疎明責任の程度は、通常の疎明よりも相当程度高いレベルのもの、すなわち実質的に証明に近いレベルのものでなければならないとし、その根拠として、そのように解さなければ、疎明責任の転換がなされたにもかかわらず、結果として相手方の疎明責任が軽減され、抗告人に重い疎明責任が負わされるという事態となり、当事者間の実質的衡平を図るためのはずの疎明責任の事実上の転換が逆の効果をもたらしてしまうことを挙げる（抗告理由書1の2(1)イ¹（7頁以下））。

しかしながら、原審債務者準備書面（2）第1の1（1頁以下）で述べたとおり、上記の抗告人らの主張は、本来、抗告人らが負うべき具体的危険性の主張、疎明責任について、相手方が発電用原子炉施設の安全性に関する専門技術的知見及び資料を十分に保持していること等を考慮して、まず相手方に、上記具体的危険性が存在しないとの主張、疎明責任を課すという厳しい判断枠組みを採用した上で、さらに、その疎明の程度についても、実質的に証明に近いレベルを求める（一方で、抗告人らの主張、疎明責任の軽減を求める）もので、著しく公平性を欠き不合理である。

抗告人らは、疎明責任に関し、住民側の行うべき疎明の程度は通常の仮処分よりも低くて足り、一方、この疎明があった場合には、事業者側は、そのような危険が存在しないことについて高度の反対疎明に成功しない限り、住民側の疎明が尽くされたことになると考えるのが民事保全法の通説的解

1 抗告理由書1においては、「2(1)イ」が重複して存在する（3頁以下及び7頁以下）ところ、本書面では、いずれも「2(1)イ」と記載して、その後に頁数を付す形で引用している。

釈であると主張し、このような「証明度軽減の法理」に近い判断枠組みが採用された裁判例として「志賀2号機一審判決、徳島市ゴミ焼却場建設差止仮処分判決、広島市北部ゴミ埋立処理場建設差止判決」（抗告理由書1（8頁））を挙げるが、これらの裁判例は、いずれも上級審において維持されていないものであること²からしても、抗告人らの見解が通説的解釈であるとはいえない。

そもそも、原審債務者準備書面（2）の補充書（1）第1の2（6頁以下）において述べたとおり、相手方は、本件3号機について、新規制基準を踏まえた原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請を原子力規制委員会に行い、同委員会は、本件3号機の安全管理に係る事項について広範かつ詳細な審査を行ってその安全性を確認したものであるところ、当該審査に係る会合については、同委員会のウェブサイトにおいて議事録とともに原則としてすべての配付資料が常時公開されており、抗告人らにおいても同委員会のウェブサイトからいつでも容易にこれらの情報を入手可能である（現に抗告人らは、そうして入手した資料を踏まえて主張を行っている。）。

すなわち、

- ・相手方は、新規制基準を踏まえた本件3号機の安全性を、原子力規制委員会による厳格な審査を経て確認していること
- ・当該審査に係る資料の入手は容易であること

という点等において、本件仮処分は、抗告人らが「証明度軽減の法理」に近い判断枠組みが採用されたとして例示する裁判例とは大きく事情が異なる。

2 原審債務者準備書面（2）の脚注1及び脚注2で指摘したもののほか、「志賀2号機一審判決」は、名古屋高等裁判所金沢支部・平成21年3月18日判決（判例時報2045号3頁）において取り消されている。

したがって、本件仮処分が抗告人らの述べる「証明度軽減の法理」を適用する要件に該当しないことは明らかであり、この点からしても、同法理を採用しなければならないとする抗告人らの主張には理由がない。

3 新規制基準の合理性及び新規制基準への適合性判断の合理性の主張疎明について

抗告人らは、相手方が行うべき主張疎明について、新規制基準の合理性及び新規制基準への適合性判断の合理性をもって代替することを認めるることは妥当でない旨を主張する（抗告理由書1の2(1)イ(オ)(10頁以下)）。

しかしながら、原決定も、「福島事故の教訓を踏まえ、発電用原子炉施設の安全規制に関する最新の科学的、専門技術的知見を取り入れ、いわゆるバックフィット制度を導入するなど発電用原子炉施設を最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた基準に適合させるとともに、万一想定外の事象が発生して重大な事故が起きたとしても、放射性物質が外部に放出されるような事態に進展しないように重大事故対策を強化したもの」（原決定137頁）と認定するとおり、新規制基準は、福島第一原子力発電所の教訓を踏まえ、適切な手続を経て制定されたものであり、基本的には、新規制基準に適合することにより、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた合理的に予測される規模の自然災害等に対する安全性が確保されることになる（この点について、原決定も、「前記(2)の原子炉等規制法の改正の趣旨、目的、新規制基準策定の経緯（前記(1)力ないしク）に照らすと、新規制基準は、発電用原子炉施設につき、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた合理的に予測される規模の自然災害を想定した安全性の確保を目指したものといえる。」（原決定139頁）としている。）。そうであれば、新規制基準の下、専門性、独立性が確保された原子力規制委員会における十分な審査を

経て、新規制基準への適合性が確認されたという事実は、当該発電用原子炉施設の有する危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理され、客観的に見て安全性に欠けるところがなく、その運転等（稼働）によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により周辺住民の生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険がないことを裏付ける重要な事実というべきであり、原決定が、相手方の主張疎明すべき内容に関して、「発電用原子炉を設置している事業者は、当該発電用原子炉が新規制基準に適合する旨の判断が規制委員会により示されている場合には、前記③の具体的危険性が存在しないことの主張、疎明に代えて、現在の科学的、専門技術的知見に照らし、①新規制基準に不合理な点がないこと、②当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、疎明することができるというべきである。」（原決定139～140頁）と判示したことは妥当でないとはいえない³。

なお、抗告人らは、新規制基準の合理性及び新規制基準への適合性判断の合理性をもって代替することを認めると、避難計画の問題について相手方が主張疎明責任を負わないこととなり不合理であるなどと主張するが（抗告理由書1（11頁）），相手方が科学的、専門技術的知見及び資料を十分に保持しているとは言い難い避難計画に関して、原則どおり抗告人らが主張疎明責任を負担するのは、当然のことである（無論、当該主張疎明責任の軽減も認められるべきではない。）。この点、本件3号機の運転差止め

3 ただし、原審答弁書「債務者の主張」第2の4③（13頁以下）で述べたとおり、相手方としては、原子力規制委員会から所要の許認可を受けるなどして現在の安全規制の下でその設置及び運転等がされていることを主張疎明すれば足りると考えており、大阪高裁平成29年3月28日決定（乙1-1）及び福岡高裁平成28年6月27日判決（乙1-3）は、相手方の主張する趣旨に沿った判断をしている。

を求める別件仮処分事件の大分地方裁判所（第一審）の決定（乙449）は、「大分県及び同県内の自治体における避難計画については、債務者がそれを独自に策定することはできないから、避難計画が存在しないこと等を理由とする債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険については、債権者らがそれを疎明する必要があるものと解される。」（乙449（313頁））と判示している。

4 「具体的危険性」の有無の判断において、科学的・専門技術的知見を踏まえることは不可欠であること

抗告人らは、本件仮処分の判断にあたって、必ずしも専門技術的知見及び判断能力は必要ではないとし、関西電力大飯発電所3・4号機に関する福井地方裁判所平成26年5月21日判決において「必ずしも高度の専門技術的な知識、知見を要するものではない」と判示されていることを挙げる（抗告理由書1の2(2)ア（11頁以下））。

しかしながら、原審答弁書「債務者の主張」第2の3（8頁以下）で述べたとおり、そもそも原子力発電とその安全確保は、高度に科学的な専門技術に立脚するものであり、本件仮処分で問題となる「具体的危険性」の有無の判断において、科学的・専門技術的知見を踏まえることは不可欠である。実際、抗告人らの挙げる上記福井地裁判決は、科学的・専門技術的知見の存在や内容に関する主張を無視したが故に、事実認定の多くに事実誤認が散見されるものとなってしまった。例えば、上記福井地裁判決は、「本件原発においては基準地震動である700ガルを下回る地震によって外部電源が断たれ、かつ主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがあると認められる。」とした上で、「外部電源は緊急停止後の冷却機能を保持するための第1の砦であり、外部電源が断たれれば非常用ディーゼル発電機に頼ら

ざるを得なくなるのであり、その名が示すとおりこれが非常事態であることは明らかである」と判示し、また、「主給水は冷却機能維持のための命綱であり、これが断たれた場合にはその名が示すとおり補助的な手段にすぎない補助給水設備に頼らざるを得ない」と判示して、「原子炉の緊急停止の際、この冷却機能の主たる役割を担うべき外部電源と主給水の双方がともに700ガルを下回る地震によっても同時に失われるおそれがある。そして、その場合には・・・限られた手段が効を奏さない限り大事故となる」としたが、「主給水ポンプ」は、発電するためには（発電所の通常運転には）不可欠な設備であるが、原子炉の安全性を確保するための冷却機能の維持に必要な安全上重要な設備ではないし（原審答弁書（252～253頁）参照）、同様に、「外部電源」も、原子炉の安全性確保のために必要な電力供給を担うことを期待されているものではないのであって（乙450（192～193頁）），上記福井地裁判決の事実認定は、このような原子力発電所の設計上各設備に期待されている役割や機能を理解せずにされたものであり、全くの事実誤認であった。そして、そのような事実誤認のある上記福井地裁判決は、平成30年7月4日の名古屋高等裁判所金沢支部判決（乙451）により取り消されるに至っている（その後、同金沢支部判決は最高裁判所に上告されず、確定している。）。

また、抗告人らは、地震調査研究推進本部地震調査委員会によって長期評価として示された知見は想定において考慮すべき合理的な根拠となり得る旨を判示する裁判例（福島第一原子力発電所事故に関する損害賠償請求訴訟における裁判例）を引用して、科学的に統一的な見解に至っていなくとも考慮すべき科学的知見がある旨を主張する（抗告理由書1（13～15頁））。しかしながら、相手方としても、例えば、中央構造線断層帯の震

源断層の傾斜角が北傾斜である可能性が高いとする長期評価の知見について適切に考慮するなど、未だ見解の一致をみない科学的知見であっても、一定の合理性を有する考慮すべき知見については適切に対応しているのであり、抗告人らの引用する裁判例が、相手方による本件3号機における自然災害等の想定が妥当でないことを根拠づけることには全くならない。

5 その他、抗告人らは、地震、火山及び避難計画等に関して、原決定が不当に抗告人の主張を排斥したなどと批判するが（抗告理由書1（15頁以下）），これらの抗告人の主張は、いずれも抗告人の誤った前提認識に基づくものであって、理由がない（これらの詳細は、別途提出する準備書面において述べる。）。

なお、別途提出する準備書面において触れない点として、福島第一原子力発電所事故の原因究明が途上であるとする抗告人の主張（抗告理由書1（15頁））に関して、念のため付言しておくと、原審債務者準備書面（2）の補充書（1）第2の1(2)（13頁以下）で述べたとおり、福島第一原子力発電所事故の直接的原因が津波である（地震ではない）という見解については、既にコンセンサスが得られていると考えるのが妥当であるし、福島第一原子力発電所事故の全ての設備の故障、破損が具体的な位置や状態までは解明されていないとしても、「当該事故の発生及び進展に関する基本的な事象は明らかにされており、…これらの調査・検討結果により、東京電力福島第一原子力発電所事故で起きたような事故を再度起こさないため、地震、津波等の外部事象を含めた、共通要因に起因する設備の故障を防止するための対策の強化や、重大事故等が発生した場合における対策の要求の必要性等の教訓は得られている。」（乙450（58頁）），「東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的な損傷設備や損傷箇所の解

明自体は、新規制基準を策定する上で必ずしも必要ではない。また、解明された事故の発生・進展状況から得られる教訓に加え、最新の科学的知見、海外の規制に関する最新知見等を結集することにより、新規制基準を策定することは可能である。」（乙450（59～60頁））と原子力規制委員会が述べるとおり、一部の点が未解明なことをもって、新規制基準の策定手続に瑕疵があることにはならないのであって、その旨を認定した原決定（143頁）の判示は妥当である。

以 上